

自主規制規則の見直しに関する提案を受けた「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 25 年 11 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

本協会では、平成 25 年 4 月 16 日から 5 月 17 日までの間、協会員に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行い、寄せられた提案を踏まえ、7 月 16 日付けで「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を公表したところである。

今般、同検討計画に掲げる提案事項のうち、「ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権取引について、取引開始基準の設定や確認書の徴求義務などの規制を廃止すること」という見直し提案について、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討を行い、ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権証券の商品性及びリスク等を勘案し、適正な規制とするため、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

ライツ・オファリングにかかる上場新株予約権証券（会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券であって、当該新株予約権証券が取引所金融商品市場に上場されているもの又は上場されるもの）について、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」に規定する「取引開始基準」、「顧客からの確認書の徴求」及び「節度ある利用」の適用対象から除く。（第 6 条第 1 項第 2 号、第 8 条第 1 項及び第 11 条第 1 項）

3. 施行の時期

この改正は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

以 上

「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

平成 25 年 11 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(取引開始基準)</p> <p>第 6 条 協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 <u>新株予約権証券(会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てに係る新株予約権証券であって、当該新株予約権証券が取引所金融商品市場に上場されているもの又は上場されるものを除く。以下同じ。)</u>の売買その他の取引(顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。)</p> <p>3</p> <p>5 (現行どおり)</p> <p>6</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。</p>	<p>(取引開始基準)</p> <p>第 6 条 協会員は、次の各号に掲げる取引等を行うに当たっては、それぞれ取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客との間で当該取引等の契約を締結しなければならない。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 新株予約権証券の売買その他の取引(顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。)</p> <p>3</p> <p>5 (省 略)</p> <p>6</p> <p>2 (省 略)</p>